

柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱

25文教教学第565号平成25年11月14日教育長決定

(目的)

第1条 柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を検討することを目的として、柳町小学校教室等増設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、既存校舎については、改築・大規模改修をする段階には至ってないと考えることから、教室等の増設を前提に検討する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- 一 増設教室等の基本的な事項に関すること。
- 二 工事期間中の仮校舎に関すること。
- 三 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員、アドバイザー及び事務局は、以下の通りとする。

委員 教育推進部長、教育推進部教育改革担当課長、教育推進部学務課長、教育推進部教育指導課長、企画政策部企画課長、男女協働子育て支援部児童青少年課長、施設管理部施設管理課長（技術）、礪川地区町会連合会会長、青少年対策礪川地区委員会会長、小学校PTA連合会会長、柳町小学校校長及び副校長、柳町小学校PTA会長及び副会長（1名）

アドバイザー 学識経験者（学校建築）

事務局 学務課

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から、第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、企画政策部企画課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進部学務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。